別表２（第5条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 工　作　物　の　種　類 | 規　　模 |
| １　擁壁、垣（生け垣を除く。）柵、塀その他これらに類するもの | 高さが3メートル以下のもの |
| ２　彫像、記念碑その他これに類するもの  ３　煙突、排気塔その他これに類するもの  ４　鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これに類するもの  ５　電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、公告塔その他これに類するもの  ６　高架水槽その他これに類するもの  ７　コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これに類する製造施設  ８　穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設  ９　汚水処理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これに類する施設  １０　墓園類 | １　高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、全体の高さ）が10メートル以下のもの  ２　上記に係る工作物の外観の変更の範囲が1/2未満もの |
| １１　電気供給又は有線電気通信のための電線塔、空中線（その支持物を含む。）その他これに類するもの | 電気供給又は有線電気通信のための電線塔、空中線（その支持物を含む。）その他これに類するもののうち、高さが20メートル以下のもの |